



津山市貨物運送事業継続支援金

(概要:8月1日時点版)

津山市では、新型コロナウイルス感染症及びウクライナ情勢に起因する原油価格・物価の高騰により深刻な影響を受けている市内の貨物運送事業者(一般貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業)の皆さんに、事業を継続していただくため、支援金を交付します。

支援金額 (1事業者1回限り)

支援金の額は、下記の計算式により算出された金額となります。

計算1	運行管理者を配置した市内営業所に所属する貨物自動車(普通・小型)の数	台	…a
	運行管理者の配置のない市内営業所に所属する貨物自動車(普通・小型)の数	台	…b
	市内営業所に所属する貨物自動車(軽)の数	台	…c

計算2	aの台数が1台以上5台未満	30万円
	aの台数が5台以上10台未満	40万円
	aの台数が10台以上30台未満	50万円
	aの台数が30台以上	60万円

計算3	計算2により算出された額	万円	…A
	bの台数に2万円を乗じて得た額	万円 (上限10万円)	…B
	cの台数に2万円を乗じて得た額	万円 (上限10万円)	…C

支援金の額 (A+B+C)
万円

対象者

新型コロナウイルス感染症及びウクライナ情勢に起因する原油価格・物価の高騰の影響を受ける貨物運送事業者で、次のいずれにも該当すること

- ① 市内で一般貨物自動車運送事業又は貨物軽自動車運送事業を営んでいること
- ② 支援金交付申請時に市内に営業所を有していること
- ③ 市内に本店・本社又は本拠(主たる事業所)を有していること
- ④ (個人事業者の場合)支援金交付申請時の住民票所在地が市内であること
- ⑤ 今後も市内で事業を継続する意思のあること

※上記にかかわらず、次の方は対象外となります

○学校法人 ○政治団体 ○宗教上の組織若しくは団体 ○その他、支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断する者

申請受付期間

令和4年7月19日(火)～令和4年11月30日(水)

原則:郵送 窓口来庁の場合は、平日の午前9時～12時、13時30分～17時

詳しくは裏面やHPをご確認ください。

津山市貨物運送事業継続支援金

必要書類

※交付要件を確認するため、下記以外にも書類の提出を求める場合があります。

- ① 一般貨物自動車運送事業を営む者にあつては、一般貨物自動車運送事業を営んでいることを証する書類
- ② 貨物軽自動車運送事業を営む者にあつては、貨物軽自動車運送事業を営んでいることを証する書類
- ③ 市内営業所に運行管理者を配置している場合は、市内営業所に運行管理者を配置していることを証する書類
- ④ 市内に営業所を有することを証する書類
- ⑤ 市内営業所に所属する貨物自動車の台数を証する書類
- ⑥ 申請者名義の振込口座の通帳の写し(表面と通帳を開いた1・2ページ目)
- ⑦ 本店又は主たる事務所が市外にある場合は、本拠(主たる営業所)が市内にあることを証する書類(事業所ごとに所属する従業員数、全店舗の売上台帳の写しなど)
- ⑧ 個人事業者の場合は、身分証明書(運転免許証、個人番号カード表面、健康保険証等)の写し

提出方法

上記の必要書類を揃え、郵送か窓口にて提出してください。

【郵送先】

〒708-0004 津山市山北663 津山市役所東庁舎
津山市産業経済部商業・交通政策課

【申請窓口】

・津山市商業・交通政策課(津山市山北663 津山市役所東庁舎2階)

お問合せ

津山市産業経済部商業・交通政策課

☎0868-32-2081

✉ shoukoutsu@city.tsuyama.lg.jp